



# 税金

## 税の種類



種類	内容
市民税	個人の市民税…市民が所得に応じて納める税金 法人の市民税…法人が法人税の額に応じて納める税金
森林環境税	国内に住所を有する個人に対して課税される税金(国税)
固定資産税	土地や家屋などの所有者が納める税金
都市計画税	都市計画区域内の土地・建物の所有者が納める税金
軽自動車税	バイクや軽自動車などの所有者が納める税金
市たばこ税	たばこの購入者が負担する税金
入湯税	鉱泉浴場に入湯した者が納める税金
国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯が納める税金で、実質的には保険料

※国民健康保険税の詳細については42ページをご覧ください。

## 市・道民税

税務課市民税係 内線3201~3203

地域住民課総務・税務係 内線2123・2125

市・道民税は、毎年1月1日現在の住所地で個人の前年の所得に対して課税され、一定以上の所得がある方が均等に納める均等割額と所得の額に応じて納める所得割額とで構成されており、地域社会の費用を負担能力に応じて負担し合うという性格を持っている税金です。

市・道民税額 = 均等割額 + 所得割額

### 均等割額

市民税	道民税	合計
3,500円	1,500円	5,000円

※上記の金額は、東日本大震災の復興財源の確保に係る臨時特例に関する法律により、平成26年度から令和5年度までの期間、市民税・道民税それぞれ年額500円が加算されています。

## 所得割額

個人の所得に応じて課税されますが、所得金額の全額に対して課税されるのではなく所得金額から、諸控除(扶養控除や医療費控除など)を差し引いた残りの所得(課税所得金額)に対して課税されるものです。

所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

$$\text{課税所得金額(総所得金額 - 所得控除額)} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

税率	市民税	道民税
	100分の6	100分の4

## 市・道民税の申告

市内に住所のある方の市・道民税は、市が税額の計算をし、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっています。市が適正な課税を行うために、市・道民税の申告書を提出していただかなければなりません。ただし、次に該当する方は基本的に申告の必要はありません。

- ①前年中の所得税および復興特別所得税の確定申告をされる方
  - ②前年中の所得が給与所得のみの方で勤務先(給与支払者)から名寄市に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている方
  - ③前年中の所得が公的年金のみの方で年金支払者から公的年金等支払報告書(源泉徴収票)が提出されている方
- ※②・③の方は支払者から給与支払報告書(源泉徴収票)または公的年金支払報告書(源泉徴収票)が提出されますので、申告する必要はないことになっています。給与支払報告書(源泉徴収票)または公的年金支払報告書(源泉徴収票)に記載されている控除に変更がある方、控除の追加がある方は申告書を提出してください。  
※収入金額の多少にかかわらず申告していただく必要があります。

## 森林環境税

令和6年度より市・道民税均等割に併せて1人年額1,000円が徴収されます。

広告

税務、会計はもちろん他の些細なことでも  
お悩みごとがございましたらお気軽にご相談下さい。

**起業・開業支援**

**税務・申告支援**

**相続・贈与・事業継承**

**決算対策・経営相談**

**USUI** TAX ACCOUNTANT CORPORATION  
**薄井会計**

名寄支店 〒096-0022 名寄市西12条南1丁目2番地  
tel:01654-3-7908

本社 〒070-0061 旭川市曙1条6丁目1番5号  
tel:0166-24-5166

札幌支店 〒007-0841 札幌市東区北41条東15丁目2-12  
トーダビル4F  
tel:011-743-4680

税理士法人 薄井会計



## 固定資産税

税務課資産税係 内線3204・3205・3209

地域住民課総務・税務係 内線2123・2125

固定資産税は、1月1日における土地、家屋、償却資産（これらを総称して固定資産といいます）の所有者に対して課税されます。税額は、課税標準額に100分の1.4を乗じて算出します。

ただし、課税標準額が土地は30万円未満、家屋は20万円未満、償却資産は150万円未満のものは課税されません。

### ▶ 住宅用地に対する課税標準額の特例

住宅用地200㎡（住宅1戸あたり）までの部分を小規模住宅用地といい、この場合の課税標準額は6分の1に減額されます。200㎡を超える部分の課税標準額は、価格の3分の1の額に減額されます（住宅の面積により限度あり）。この特例を受けようとする人は、申告が必要です。

### ▶ 軽減措置・減額措置

新築された住宅やバリアフリー・省エネ・耐震改修などの工事をした家屋に対して、固定資産税が軽減あるいは減額されます。詳細についてはお問い合わせください。

### ▶ 建物を取りこわした場合の届出

建物を取りこわした場合は、速やかに家屋取壊届を提出してください。また、建物が登記されている場合は、法務局への滅失登記が必要です。

### ▶ 償却資産の申告

事業主の方は、毎年1月1日に所有する償却資産を市役所に申告しなければなりません。

※申告については、12月に市役所から各事業主に案内します。

### ▶ 都市計画税

都市計画税は、都市計画法による都市計画区域のうち、用途地域および都市計画事業実施区域内の固定資産（土地・家屋）の所有者に対して課税されます。税額は、課税標準額に100分の0.3を乗じて算出します。

ただし、固定資産税課税標準額が免除の場合は、課税されません。

#### ◆ 住宅用地に対する課税標準額の特例

住宅用地200㎡（住宅1戸あたり）までの部分を小規模住宅用地といい、この場合の課税標準額は3分の1に減額されます。200㎡を超える部分は、3分の2に減額されます（住宅の面積により限度あり）。この特例を受けようとする人は申告が必要です。

## 軽自動車税

税務課資産税係 内線3204・3205・3209

地域住民課総務・税務係 内線2123・2125

軽自動車等は、毎年4月1日現在の主たる定置場の市区町村で所有者または使用者に課税されます。納期は毎年6月末日です。

### ▶ 原動機付自転車および二輪車等の税率

名寄市の税率及び手続き窓口は次のとおりです。

種類	排気量などの車両条件	税額
◎本市税務課で手続きできる車両		
原動機付自転車	総排気量50cc以下、または定格出力0.6kw以下のもの（特定小型原動機付自転車を含む。ミニカーは除く）	2,000円
	二輪のもので50ccを超える90cc以下または0.6kw超、0.8kw以下のもの	2,400円
	三輪以上の車両で、総排気量が20ccを超え50cc以下または0.25kw超のもの	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用 最高速度が時速35km/h未満のもの	2,400円
	その他 最高速度が時速15km/h未満のもの	5,900円
◎旭川地方自家用車協会 ☎0166-51-1221 で手続きする車両		
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の軽自動車	250cc超	6,000円
雪上用(※)	専ら雪上を走行するもので660cc以下	3,600円

※現行販売されているスノーモービルは、国土交通省の認定を受けていないため、ナンバープレートの取得はできません。

### ▶ グリーン化特例

新車新規登録をした一定の性能を有する軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）について、その燃費性能に応じて課税され、初年度に限り軽減される特例措置があります。詳細についてはお問い合わせください。

— 告 告 —

### 税理士法人 下田総合事務所

代表社員 税理士 下田 鉄夫  
行政書士 川村 茂樹

税務代理、税務書類作成  
税務相談、会計相談  
経営分析・経営指導  
官公庁への提出書類代行

お客様のご相談に丁寧に対応します。

名寄市西1条南4丁目

TEL.01654-2-5211  
FAX.01654-2-5213



税金

▶ 軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の税率

車種	税額				
	平成27年3月31日以前に 新車新規登録した車両	平成27年4月1日以降に 新車新規登録した車両	新車新規登録から 13年を超える車両		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪以上のもの	乗用車	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物車	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。  
 ※これらの名義変更等の手続きは【軽自動車協会 旭川事務所】(☎0166-53-7300)となります。

入湯税

税率	入湯客1人1泊につき150円
----	----------------

納期

👤 名 税務課納税係 内線3206~3208、3211 🏠 地域住民課総務・税務係 内線2123・2125

各税の納期は次のとおりです。

税区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・道民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期									

※納付期限は、毎月月末です。ただし、12月は28日を納付期限とします。  
 ※月末が土曜日、日曜日および祝日に当たるときは、これらの日の翌日となります。  
 ※国民健康保険税は42ページをご覧ください。

市税の納め方

納付書・スマートフォンアプリで納める

▶ 納付できる市税など

市道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅使用料、保育所給食費、市営住宅駐車場使用料

※コンビニエンスストア・スマートフォンアプリでは、金額が30万円を超えているものは納付できません

▶ 納付できる場所

- ・市役所  
名寄庁舎・風連庁舎・智恵文支所
- ・金融機関  
北星信用金庫(指定金融機関)  
北海道銀行、北洋銀行、北見信用金庫、  
北海道労働金庫、道北なよろ農業協同組合、  
ゆうちょ銀行(収納代理金融機関)
- ・コンビニエンスストア

※納付書は発行日から1年以内のものに限ります

▶ 利用できるスマホアプリ

- ・PayPay・LINEPay

▶ 納付方法

- ・スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印字されているバーコードを読み取りしてください。

地方税QRコードで納める

▶ 納付できる市税

- ・市道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

▶ 納付方法

- ・クレジットカード払い  
※別途手数料がかかります
  - ・インターネットバンキング
  - ・口座振替(ダイレクト方式)
  - ・ペイジー番号を発行してATM等で支払
  - ・スマホ決済アプリ(QRコード納付)
- ※詳しくは地方税お支払サイトをご確認ください。



口座振替で納める

指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税できます。

▶ 指定できる金融機関

左記「納付書・スマートフォンアプリで納める」内の納付できる場所に記載されている金融機関

▶ 手続き方法

税務課納税係(名寄庁舎2階)、地域住民課総務・税務係(風連庁舎1階)の窓口、または各金融機関窓口で申し込みください。

## 延滞金

税金の納入が納期限後になると延滞金が加算される場合があります。税金は、期限内に納めましょう。

## 税金が納められないとき

税金を納期限までに納められない事情がある場合は、早めにご相談ください。

また、災害や生活扶助を受けるなど、特別な事情で納税が困難と認められる場合は、申請により、減免が受けられます。

## 各種証明書(税関係)

税務課市民税係 内線3201~3203 税務課資産税係 内線3204・3205・3209 税務課納税係 内線3206~3208・3211

地域住民課総務・税務係 内線2123・2125 智恵文支所 ☎01654⑧2101

種類	手数料	内容
所得証明書	各1通 300円	前年分の所得額の証明
課税証明書(非課税証明書)		当該年度の住民税課税額の証明(非課税であることの証明)
所得課税証明書		前年分の所得額と当該年度の住民税課税額の証明
納税証明書		市税各種の現年・過年に滞納がないことの証明
評価証明書		固定資産の種類・面積・評価額の証明
土地・家屋証明書		固定資産の地目または種類・構造・面積の証明
公課証明書		固定資産の地目または種類・構造・面積・課税標準額・税額相当額の証明
記載事項証明書		固定資産課税台帳の記載登録事項の証明
住宅用家屋証明書	1通 1,300円	1年以内に新築または取得した個人の自己居住用家屋(住宅部分が90%以上)の証明(区分所有建物は、床面積50㎡以上で耐火建築物等であること)

※法人名義の場合のみ申請には法人の印鑑が必要です。また、本人・同居の親族以外の申請には委任状も必要です。証明書の種類によっては身分証明書が必要となる場合があります。

※所得証明などは年末調整や確定申告、住民税申告などで当該年度の申告をしていない方は、申告をしていただかないと証明書が発行できませんのでご注意ください。

広告

- \* 法人税・所得税・消費税の申告書作成
- \* 相続税・贈与税の相談及び申告書作成

税に対するお悩みなどを  
サポートします

### 朝日税理士法人

名寄市西1条北5丁目1番地16



- TEL:01654-2-3117
- FAX:01654-2-0816
- URL <https://asahi-tax.tkcnf.com/>
- E-mail:info@asahi-tax.jp